

<参考資料1>

民間事業者・NGO・地方公共団体が利用可能なスキーム

1. 地球環境基金 助成事業

機関：独立行政法人 環境再生保全機構

資金助成の対象団体：法律上「民間の発意に基づき活動を行う法人その他の団体」と規定され、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人（いわゆる NPO 法人）の他、法人格のない団体も対象。

助成対象活動： イ. 我が国の NGO による開発途上地域の環境保全活動
ロ. 海外の NGO による開発途上地域の環境保全活動
ハ. 我が国の NGO による国内の環境保全活動で、地球環境保全活動に資するもの

2. 地球環境・プラント活性化事業等調査

機関：日本貿易振興機構（経済産業省委託事業）

目的：我が国の「顔の見える援助」の積極的な展開の観点から、開発途上国における地球環境保全対策、インフラ整備などに係る資金協力プロジェクトについて、我が国企業等が案件形成調査（以下「調査」という。）を実施することにより、我が国の優れた技術やノウハウを活用した円借款案件の迅速な発掘・形成

公募対象：開発途上国における地球環境保全対策、インフラ整備などに係る資金協力プロジェクトのうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用した円借款供与の可能性のある「本邦技術活用条件（STEP）の対象となり得る案件」、「相手国の均衡ある経済発展や貧困削減に資するとともに、我が国に対する資源・エネルギーの安定供給に貢献する案件」「③ CDMの対象となり得る案件など地球環境保全対策に資する案件」など

対象国：世銀統計で2005年の1人当たりGNI（国民総所得）が6,055USドル以下

対象団体：「日本法人であること」など

3. RIT 事業（地域間交流支援事業）

機関：日本貿易振興機構

目的：日本の各地には、卓越した専門性や技術を有しながらも、未だ連携パートナーや販売先が国内に限定されているため、国際市場に進出していない中小企業群が存在する。これら中小企業の集積地を対象に、ジェトロの持つ海外情報・ネットワークを駆使し、海外の集積地との産業交流を支援する。原則複数年間の交流プログラムを提供し、企業間の国際連携促進や新製品・サービス開発などの新産業創出を目指す。

具体的目的：

- ア) 技術・ノウハウ提携による日本側技術・製品・サービスの向上
- イ) 技術・ノウハウ提携により海外側技術・製品・サービスが向上、新たな技術・製品・サービスとなって日本側ビジネスに裨益
- ウ) 産業集積地に属する複数企業のビジネス成約
- エ) 産業集積地同士の技術交流協定・ビジネス連携協定などの締結
- オ) 産業集積地に属する企業間の新製品共同開発、商品化
- カ) 上記による国際的企業連携形成に向けたビジネスモデルの構築

応募対象団体：

- ア) 地場産業を代表できる組織（業界団体、有志の協議会・研究会、商工会・商工会議所、自治体、またはそれらが一緒になったコンソーシアムなど）。1企業での申請は対象外
- イ) 事業実施には原則5社以上の企業の参画を必須とします。これに研究機関・公的機関などが加わった形が理想形
- ウ) 中小企業の国際化振興を目的とすることから、申請団体メンバーの2/3以上が中小企業で構成されている。
- エ) 自治体の実施主体＝申請者となる場合、その傘下に実施母体となる協議会や研究会があること。またそのメンバーの2/3以上が中小企業であることが必要。このような協議会・研究会がない場合、本事業利用企業等の企業群リストを自治体が管理・所有し、そのリストのメンバーの2/3以上が中小企業であることが必要。
- オ) 申請団体は、ツール実施にかかる年間総費用の1/3程度を負担できる予算を確保されていることが必要

4. 草の根技術協力事業

機関：JICA

対象；開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ分野で、草の根レベルのきめ細やかな活動が行われる事業を対象

対象国：JICA 事務所が設置されている国（70カ国以上）

5. JBIC 発掘型案件形成調査

機関：国際開発銀行（JBIC）

目的：国際開発銀行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づき、将来の案件の発掘・形成のために行う調査。

6. 自治体国際化協会 「自治体の国際協力支援」

「自治体職員協力交流事業」（海外の地方自治体等の職員を日本の自治体に受け入れ）、「自治体国際協力促進事業（モデル事業）」、「自治体国際協力専門家派遣事業」を実施。

7. その他（内容が限定された公募）

- (1) 経済産業省 リサイクル推進課等から公募が行なわれている
- (2) NEDO 国際モデル事業等の公募が行なわれている。

8. その他、相手国での公募

(1) 外務省 草の根人間の安全保障無償協力

機関：日本国大使館

目的：途上国における経済社会開発を目的として、途上国の草の根レベルに直接裨益する
具体的且つ比較的小規模なプロジェクトに対して行う資金援助

内容：各途上国にある日本国大使館が、コミュニティベースで活動する現地NPO/NGO
や地方公共団体などをカウンターパートとして主体的に実施するスキーム

対象国・地域：2005年4月現在、131カ国・1地域を対象

対象分野：基礎生活分野（Basic Human Needs）に資する分野、及び人間の安全保障の観点
から特に重要な分野を優先的に支援することが基本方針

(2) 環境等に関するツーステップ等

機関：各国によって窓口は異なる

内容：JBIC、ドイツのKfWなどから、途上国での環境や中小企業支援のための融資プロ
グラムが実施されている。JBICのケースでは、ツーステップローンでおこなわれている。